

5－1 1 大阪港湾局境界杭等保全基準

○大阪港湾局境界杭等保全基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大阪港湾局における大阪港の道路工事等の施工にあたって、道路の位置及び境界を明示している基準点等、並びに敷地境界付近の民間相互の境界杭等（以下「境界杭等」という。）の保全に関して必要な事項を定める。

(境界杭等の照会)

- 2 道路工事などの設計担当者（以下「設計担当」という。）は、境界杭等に影響のある工事の設計に際して、あらかじめ大阪港湾局営業推進室管財課（測量・境界明示）（以下「測量担当」という。）に境界杭等の照会（様式1）を受け、境界杭等の保全に関する必要事項を設計図書等に反映しなければならない。

また設計担当は、境界杭等の照会内容を道路工事などの監督担当者（以下「監督担当」という。）に引き継ぐこととする。

なお、境界杭等に影響のある工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 境界杭等が工事に支障となるため、境界杭等を一時撤去しなければならない工事
- (2) 工事掘削床面から45度の仰角で境界杭等側へ影響線を引いたとき、境界杭等がその線の内側にくる工事
- (3) 前号によるもののほか、境界杭等の効用に害を及ぼすおそれのある工事

(境界杭等の保全)

- 3 監督担当は、受注者に対し、境界杭等の保全に関する指導を徹底しなければならない。
- 4 受注者は、工事施工に先立ち、境界杭等の有無についてよく調査し、境界杭等の効用確認又は、原状回復のための引照測量を行い、引照点を設置しなければならない。
- 5 受注者は、境界杭等を工事に支障となるため移動させる必要がある場合、境界確認書（様式2）を作成のうえ、あらかじめそれぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、境界杭等に影響のある工事を完了したときは、境界杭等の効用に害を及ぼさなかった否かを測量し、確認しなければならない。
- 7 受注者は、境界杭等に影響のある工事により境界杭等を一時撤去したとき又は、き損のため境界杭等の効用を害したときは、工事完了後、原状に復元しなければならない。また、それぞれの管理者に再度立会を求め、その復元について承諾を得なければならない。
- 8 受注者は、監督担当に対し、事前測量、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。

(その他)

- 9 この基準により難い場合又は、この基準に定めのない事項についての取り扱いは、その都度保全監理課長と協議し対処しなければならない。

付 則

1. この基準は、平成 20 年 5 月 9 日より施行する。
2. この基準は、令和 2 年 10 月 1 日より施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

営業推進室
管財課長 様

(設計担当)
保全監理課長

工事の施工に伴う境界杭等の保全に関する照会について（依頼）

境界杭等に影響のある工事を以下のとおり施工しますので、境界杭等の保全に関する照会を依頼します。

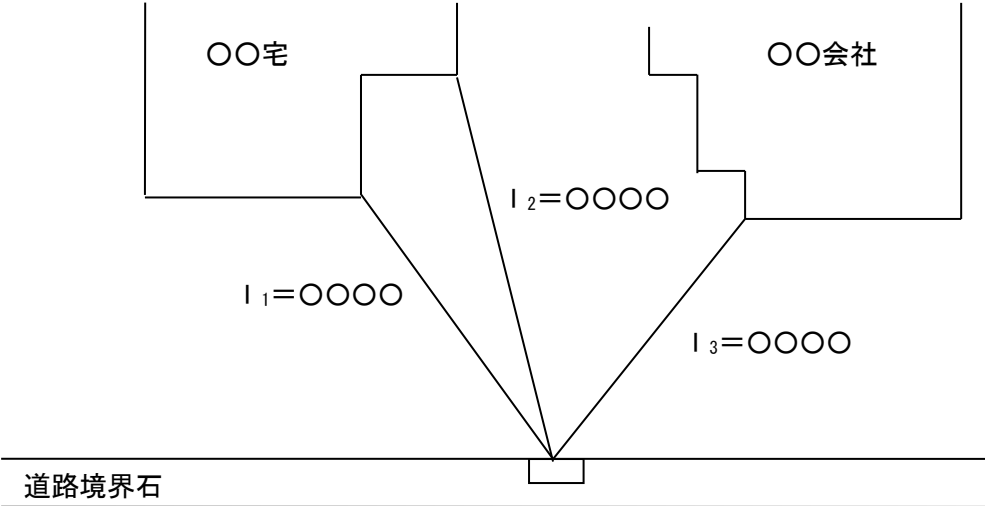
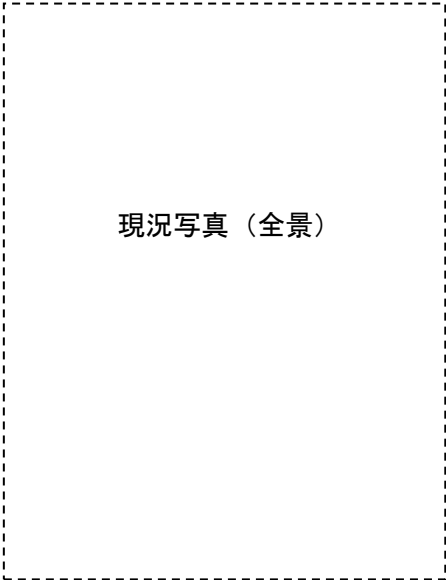
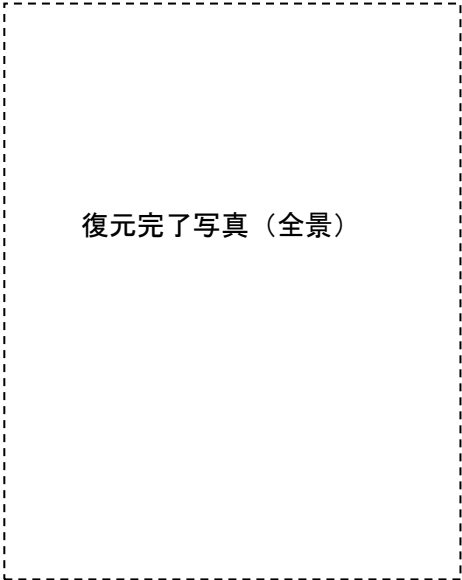
	設 計 担当印	係 長		係 員	
設 計 担 当	計画整備部 担当 設計者名： 電話： (内線：)				
工 事 名 称					
工 事 場 所					
路 線 名					
工事期間（予定）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
監 督 担 当	計画整備部 担当 監督者名： 電話： (内線：)				
添 付 図 書	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ その他 ()				
その他特記事項					

境界明示 担当印	係 長		係 員	
境界杭等の照会について（回答） ☐ 別紙に示す図書を参考に適切に処置すること。 ☐ 工事施工に先立ち、境界杭等の有無についてよく調査し、適切に処置すること。 ☐ その他 ()				

(様式2)

境界確認書

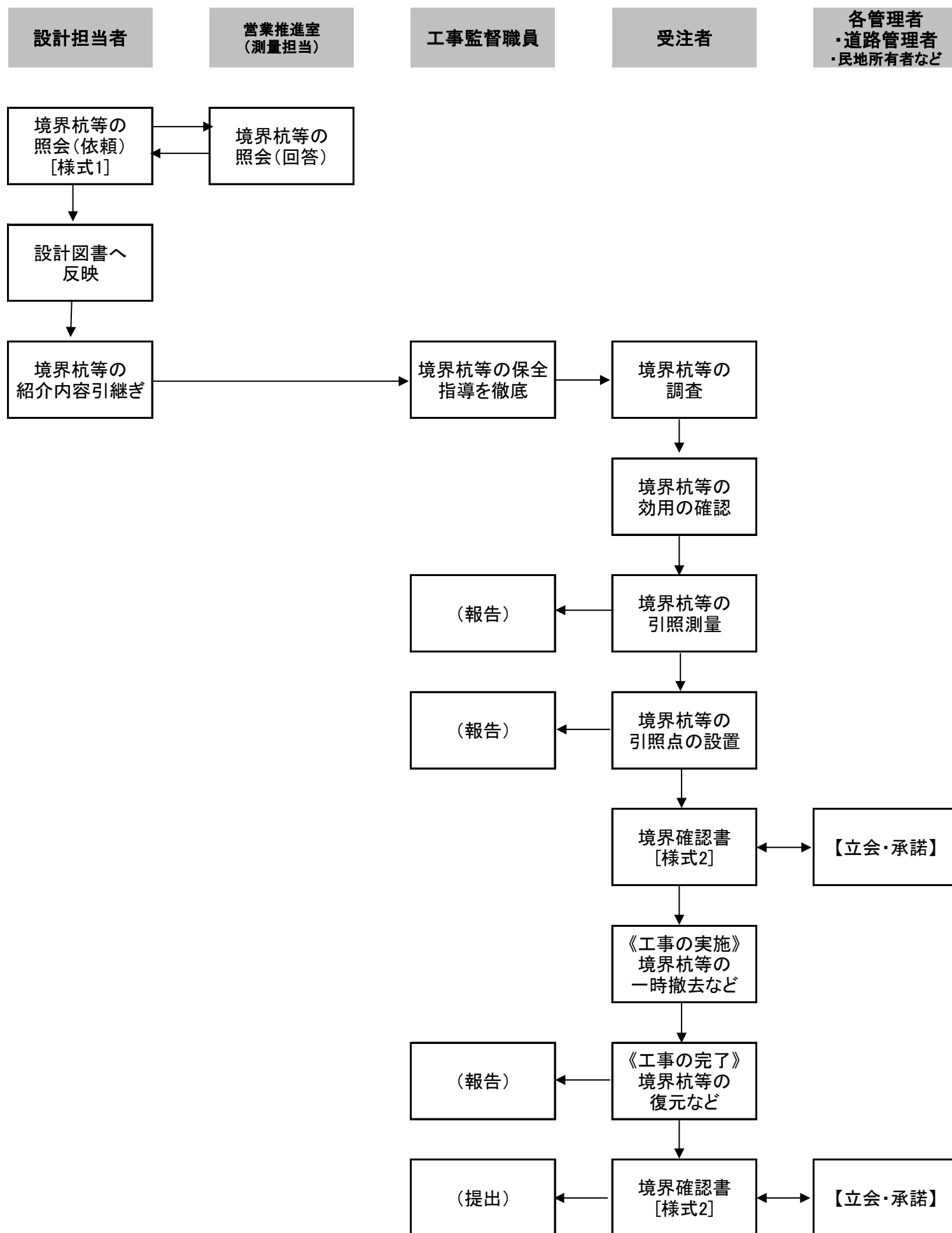
工事名	〇区〇〇号線〇〇工事	路線名	〇区〇〇号線
調査場所	〇区〇〇〇丁目	確認者	大阪港湾局計画整備部 課 監督者名 (印)
測定者	〇〇建設(株) 測定者名 (印)	測量日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時
立会者	〇区〇〇〇丁目〇〇番地 立会者名 (印)	立会日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時
立会者	〇区〇〇〇丁目〇〇番地 立会者名 (印)	立会日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時
ポイント内容	道 路 () 民 々 (明 示)		
ポイント種別	・アルミプレート版 ・石部欠損溝 ・杭等 ・その他		
ポイント番号		測 定 距 離	測定の注意事項
	I ₁	〇〇〇〇mm	・控え点は必ず3点以上とすること。 ・控え点は建物や塀など強固な点をとること。 ・写真には測定値を記入した黒板を入れて撮影すること。 ・立会時、確認時の写真を必ず撮影すること。
	I ₂	〇〇〇〇mm	
	I ₃	〇〇〇〇mm	
	I ₄		
	I ₅		
	I ₆		
バックポイント	L ₁		
	L ₂		
特記事項	※留意事項 ・地主等は、調査依頼（家屋調査士等）が多く本市所有物の意識が薄いため、安易にポイント設置するが多い。 ・工事お知らせの際、民々境界プレート等がある場合は、工事着手までに、民地内への移動をお願いすること。 ・民々境界確認にあたっては、必ず、対象家屋両方と立会を行い撤去すること。 ・復元は、原則として民地内に行い、復元時に再度立会を求め確認印をもらう。 ・現況箇所及び復元完了箇所の詳細について判断できる写真を添付すること。		

測定調査結果確認平面図	
 〇〇宅 〇〇会社 $I_1=〇〇〇〇$ $I_2=〇〇〇〇$ $I_3=〇〇〇〇$ 道路境界石	
現況確認写真及び復元完了写真	
 現況写真（全景）	 復元完了写真（全景）
注） ・ 立会者も写真に入るようにすること。 ・ 各測定距離を掲示板等で確認できるようにすること。	

現況写真（詳細）貼付欄

詳細写真

○境界杭等の保全に関する手続きの流れ(参考)



工事の施工における境界杭等の保全について

1. はじめに

工事の施工にあたっては、道路の位置及び境界を明示している基準点等、並びに敷地境界付近の民間相互の境界杭等（以下「境界杭等」という。）の保全に万全を期す必要があります。

特に、民地境界杭は、万一工事で無断に撤去するなどその効用を害した場合、民地境界杭の復元に要する費用は高額であるとともに、紛争や訴訟となる可能性もありますので慎重な対応が必要不可欠です。

民地境界については、通常、隣り合う民地の境界部分には、側溝やブロック塀等によって区切られていることが多いが、境界となる目印になるものがない場合は、民地境界杭を設置されています。民地境界杭は民地内に設置することが原則ですが、道路敷に設置されている箇所が多く見られます。

道路工事で地先境界ブロックの据え直し等、境界杭等に影響のある工事を行う場合には、境界杭等の有無を写真等により確実に把握しその管理者と必要な確認をとった上で工事を実施するなど適切な処置を行なってください。

2. 境界杭等の保全について

1) 事前調査

工事を行うにあたり、受注者は道路の位置及び境界を明示している基準点等、並びに敷地境界付近の民間相互の境界杭等の有無について調査を行ってください。

調査にあたっては、金属プレートなどのように明確に識別できるものもありますが、地先境界ブロックの天端角や側溝側の立ち上がり面に簡易な刻みや釘等確認が難しいものもありますので十分調査を行ってください。

工事後の紛争などを避けるため、境界杭等の有無にかかわらず民地境界付近の写真をとることが望ましい。

2) 境界杭等の確認

現況の確認写真については、工事着手前後に行い、各測定距離を掲示板等で確認できるように撮影してください。また、境界から各控え点までのスケールが判読できる写真を撮影してください。

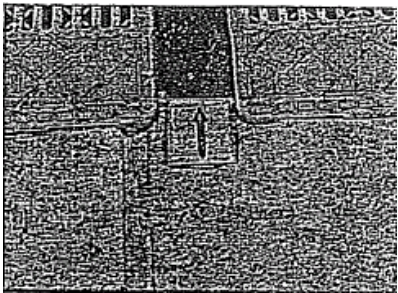
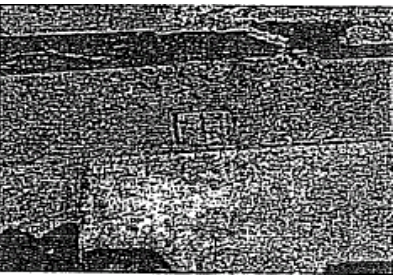
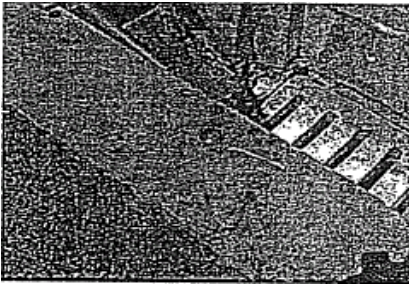
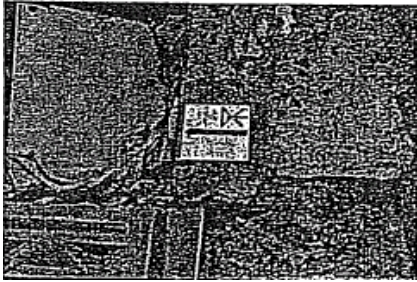
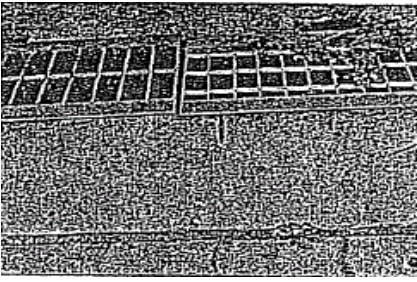
撤去にあたり、現況の民地境界杭等の位置についてそれぞれの管理者（対象家屋両方）に立会を依頼し、確認を受けてください。なお、道路の位置及び境界を明示している基準点等の管理者は各道路管理者（大阪港湾局・大阪市建設局等）となります。

3) 境界杭等の復元

民地境界杭等の復元は原則として民地内にしてください。隣接土地所有者との間に紛争などが生じないために、対象家屋両方に立会を受けて確認印をもらい、境界確認書を提出してください。

以上

民地境界杭等の紹介

金属製プレート		民地どうしの境界を表す金属製のプレートで土地家屋調査士等が設置している。 最近最も多いタイプ。
コンクリート杭		民地どうしの境界を表すコンクリート製の杭状のもので土地家屋調査士等が設置している。最近では少ないタイプ。
プラスチック製プレート		民地どうしの境界を表すプラスチック製のプレートで土地家屋調査士等が設置している。ほとんど見られないタイプ。
金属鋸		民地どうしの境界を金属鋸により表したもので、プレート等と比較して発見しにくいので注意が必要。民地境界に使用することは極めて少ないタイプ。
大阪市設置の金属製プレート		民地と大阪市の所有地の境界を表す金属製のプレートで、大阪市契約管財局・大阪港湾局などが設置している。
刻み		民地どうしの境界を表している刻み（目印）で、プレート等と比較して相当発見しにくいので注意が必要。

○境界杭等の保全に関する手続きの流れ(参考)

